

第 21 回総会議事録

(令和 7 年 3 月 26 日開催)

横浜市中心農業委員会

横浜市中央農業委員会 第8期第21回総会 議事録	
日 時	令和7年3月26日（水）午後2時00分～午後4時25分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 19名 欠席委員数 0名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第9号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第10号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について</p> <p>第11号議案 都市農地における耕作の事業に関する計画の決定等について</p> <p>第12号議案 令和8年度農林業施策並びに予算に関する要望の意見取りまとめについて</p> <p>第13号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて</p> <p>第14号議案 令和7年度活動目標の策定について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第5号 農業委員会が発行した2月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第6号 農地所有適格法人の事業の状況報告について</p> <p>第7号 認定新規就農者の認定について</p> <p>第8号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第9号 令和7年度生産緑地地区追加指定仮申出の受付案件について</p>
審議結果	第1号議案 42番 許可

第2号議案

29番 許可相当

30番 許可相当

31番 許可相当

第3号議案

50番 許可相当

51番 許可相当

52番 許可相当

53番 許可相当

第4号議案

70番 証明交付

71番 証明交付

第5号議案

16番 証明交付

17番 証明交付

18番 証明交付

第6号議案

21番 利用確認

22番 利用確認

23番 利用確認

24番 利用確認

25番 利用確認

26番 利用確認

27番 利用確認

第7号議案

10番 承認

11番 承認

第8号議案

証明交付

第9号議案

24番から26番 協力

第10号議案

承認

第11号議案

決定

第12号議案

決定

第13号議案

決定

第14号議案

決定	
議 事	
事務局	(開会 午後2時45分) 事務局から出席状況(出席委員 19名、欠席委員 0名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。 横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田 昇会長が議長となる。
議長	それでは、ただ今から第21回総会を開催します。 本日の議事録署名人は、議席番号4番 加藤 義晴委員、5番 小島 重信 委員 をお願いします。 それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。 42番について、事務局から説明して下さい。
事務局	譲渡人は農業廃止を、譲受人は農業拡大を希望していました。また、案内図のとおり申請地が譲受人の自宅近くということもあり、売買の話がまとまりました。 譲受人は現在、申請地の近隣に農地を所有しており、水稻や小麦を効率的に栽培しています。申請地では小麦を栽培する予定です。譲受人は年間200日農作業に従事しており、息子も手伝っています。また、譲受人は以前から水利組合の組合員であり、地域と調和した耕作をしています。 以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。
議長	42番について、地区担当の井上推進委員の意見はいかがですか。
井上推進委員	譲受人は熱心に営農しており、適正に管理できるものと考えます。
議長	42番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 意見等が無いようですので、42番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、42番は許可と決定します。 続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。29番について、事務局から説明してください。
事務局	申請者は折本町で農業を営んでおりますが、高齢のため経営農地の縮小を検討しておりました。今回、近隣で給食センターを開設する法人が、従業員用の駐車場として借り受けたいとの申し入れがあり転用を申請するものです。 借受法人は学校給食の製造、輸送を主に営む法人です。折本町で6月に開設予定の

給食センターについて、従業員用の駐車場を場内に 20 台分設ける予定でしたが、アレルギー対策用の無菌施設を急ぎ増設しなくてはならなくなっていました。設置できる場所は従業員用の駐車場しかなかったため、5 台分は確保できたものの残りの 15 台分を停められる場所を早急に手配せざるを得なくなりました。給食センターから徒歩 10 分程度の範囲で、乗用車を 15 台分駐車でき、6 月までに契約できる見込みのある場所を探したところ、申請地が見つかりました。

立地基準は第 2 種農地です。市街化区域 500m 以内に存する農地で、10ha 以上の集団農地に含まれません。

敷地内は透水性アスファルト敷きとし、雨水は自然浸透させます。北側と東側の既存コンクリートブロックはそのまま活かします。北側には既存の馬入れがありますが、同じ高さのコンクリートブロックを新設して塞ぎます。出入口は東側の既存ブロックを一部撤去し、両端に土留め鋼板を新設してゲート付きのスロープを新設します。西側、南側の隣地境界には、土留め鋼板を新設します。申請地北側には地下水くみ上げ施設がありますが、隣接農地の所有者が使用しているため残置します。耕作に影響のない施工であることを隣接農地所有者に了承済みです。

申請者の所有農地に違反は見当たりません。

他法令その他手続きに関して、盛土規制法等の手続きが不要であること、土留めおよび鋼板の強度が問題ないことを建築局調整区域課に確認済みです。前面道路に対して雨水の流出について問題ないこと、既存擁壁の取り壊しと縁石の乗り上げについて問題がないことを都筑土木事務所に確認済みです。

計画・被害防除も適切に行われることから、許可相当として横浜市に進達していいと考えます。

議長

29 番について、地区担当の私から発言いたします。

角田委員

当該地の南側には隣地の土留め鋼板があり、西側は隣地の方が高くなっています。その他は道路に面しており、被害防除に問題は無いと考えます。

議長

29 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、29 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、29 番は許可相当とし市に進達します。

続いて、30 番について、事務局から説明してください。

事務局

申請者は露地野菜や梨を生産する農家ですが、高齢のため農業経営の縮小を検討していました。申請地の有効活用を検討していたところ、近隣の複数名の個人から駐車場として借りたいとの申し入れがあったため転用するものです。普通乗用車 17 台

を駐車します。申請地は駐車場利用予定者の自宅に近く、面積や接道要件を満たす土地として選定されました。

立地基準は第3種農地です。500m以内に鴨志田第三公園、ふるた内科小児科クリニックがあり、前面道路に上下水道管が埋設されています。

被害防除について、雨水は砕石敷きによる自然浸透とします。北、南、西側は既存土留めを活かします。東側の道路との境界と西側の法上にコンクリートブロック1段及びフェンスを設置します。なお、敷地の東側は道路より最大60cm高くなっているため、敷地内の東側500㎡分切土をします。

譲渡人の農地法上の違反地について、「第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」の71番で、申請受付済みです。

敷地内の切土について、盛土規制法の手続きが不要であることを建築局調整区域課に確認済みです。出入口部分が歩道に接するため、歩道のアスファルトの補強工事をします。こちらは青葉土木事務所と調整済みです。

以上、第4号議案の承認を要件とし、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

30番について、地区担当の金子晴男推進委員の意見はいかがですか。

金子晴男推進
委員

3月12日に現地を確認しました。特に問題は無いと考えます。

議長

30番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、30番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、30番は許可相当とし市に進達します。
続いて、31番について、事務局から説明してください。

事務局

申請者が高齢のため農地の耕作ができず、土地の有効活用を検討していたところ駐車場として借りたいとの要望があり、転用を申請するものです。

借受法人は、横浜市港北区に本社を置き、車両のレンタルや修理等を行う法人です。借受法人は事業拡大に伴い事業用の車を12台増車する予定でこれを停めることができる土地を探しておりました。本社から車で1分圏内、周囲に住宅が少ない、12台の事業用車両を停めることが可能という条件を満たす土地で、話がまとまった唯一の土地でした。

立地基準は、第2種農地です。市街化区域500m以内に存する農地で、10ha以上の集団農地に含まれません。

敷地内は全面砕石敷とし雨水は自然浸透させます。隣地境界は北・西・東側は、鋼

板土留めを新設し、南側は既存のコンクリートブロック土留めとします。

申請者の所有農地に違反転用は見当たりません。

また、他法令について盛土規制法の手続きが不要であることを建築局調整区域課に確認済みです。

以上、農地法4条の許可相当として、市に進達したいと考えます。

議長

31番について、地区担当の石井委員の意見はいかがですか。

石井委員

3月18日に現地を確認しました。特に問題は無いと考えます。

議長

31番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、31番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、31番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。50番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人は譲渡人の三男で、本家は長男が継いでいます。父母の面倒や農作業は長男の手では足りないため、譲受人が本家近くに住み手伝う予定です。本家と耕作農地に近く、住宅の建築が可能な土地として、申請地が選定されました。譲受人は現在、勤務地の都合で茨城県に住んでいますが、今後異動願いが受理される予定です。妻と子ども2人は本家に仮住まいをしています。

なお、土地の一部の転用となり、残農地は譲渡人世帯と譲受人が引き続き耕作をします。

立地基準は第3種農地です。500m以内に鴨志田中学校、自然保育園どろん子があり、前面道路に上下水道管が埋設されています。なお、申請地は令和7年2月に農用地から除外された土地です。

被害防除について、敷地内の雨水は前面道路の側溝に、汚水は下水本管に接続し排出します。東、南側は型枠ブロック3～5段及びフェンスを設置し、残農地への土砂流出を防止します。また、残農地は道路との高低差があるため、申請地の北東側の一部に残農地への出入口を設け、トラクターが西側の道路から申請地内に設ける駐車スペースを通り、残農地へ通作できるようにします。

所有農地に違反転用はありません。

建築物の新築許可申請について、建築局調整区域課にて受付済みです。

また、埋蔵文化財包蔵地に近接しているため、教育委員会に埋蔵文化財発掘の届出予定です。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長	50 番について、地区担当の金子晴男推進委員の意見はいかがですか。
金子晴男推進委員	3月12日に現地を確認しました。事務局からの説明のとおり、特に問題はないと思います。
議長	50 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、50 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、50 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、51 番について、事務局から説明してください。
事務局	<p>今回の農地転用は、特定建築条件売買予定地というものになります。</p> <p>これまで、宅地造成のみの農地転用は、当該地を宅地として利用するとは確実に保証されないことから、転用が認められていませんでした。建売住宅・分譲住宅といった、宅地に造成し、住宅を建築して土地と建物を一体で売却する必要がありました。</p> <p>近年、デザインや間取りなどについて様々なニーズがあり、それらに対応するため、建築条件付売買予定地に利用するための農地転用の特例が、2019 年から運用されています。</p> <p>農地転用許可には、次の要件をすべて満たすことで、宅地造成のみを目的として農地転用をすることが可能です。</p> <p>要件 1. 転用事業者と土地購入者との間で土地売買契約を締結し、おおむね 3 か月以内に、転用事業者または申請者が指定する建築業者と土地購入者との間で住宅建築についての契約を締結すること。</p> <p>要件 2. 要件 1 が期間内に住宅建築の契約が締結されなかった場合、当該土地に関する売買契約が解除されることが当事者間の契約書に規定されていること。</p> <p>要件 3. 転用事業者は、農地転用許可申請をする土地のすべてを販売することができないと判断したときは、販売できなかった残りの土地に、自ら住宅を建築すること以上の要件に従う、転用申請がありました。</p> <p>譲受法人は都筑区茅ヶ崎南に主たる事務所を構える建築・不動産事業を行う事業者です。申請地付近は、週平均 35 件の住宅購入希望者からの問合せの多いエリアで 1～20 区画規模で住宅用地が確保できる候補地を探していたとのこと。このエリアは市街化区域が多く住宅化されていることから新規で取得できる住宅用地を見つけられない状態の中、住宅が建築できる土地が申請地しか見付けられなかったとのこと。</p> <p>立地基準は第 2 種農地です。</p> <p>申請地は市街化区域から 500m 以内にあり、周辺の集団農地は 10ha 未満です。申請地は譲受法人が探している複数の最寄り駅から徒歩 20 分以内であり、売却が見込</p>

めるほど問合せ多いエリアなど条件に合う唯一の土地であることから、第2種農地の転用要件である非代替性を満たしていると考えられます。

敷地内の既存宅を撤去し整地します。

各区画を150～266㎡程度の広さとし宅地を8区画に設け、新設擁壁とコンクリートブロックで区切ります。

敷地の出入口部分は前面道路を5.5mまで拡幅の上、敷地の一部を市道として横浜市に帰属します。新設道路の下には、インフラを整備します。

北側は間知石擁壁を新設します。

開発許可申請を建築局調整区域課で受付済です。

開発許可申請を提出することで建築許可申請は不要であることを建築局調整区域課に確認済みです。

雨水浸透阻害行為は許可不要であることを河川管理課に確認済みです。

雨水・汚水の排水処理について都筑土木事務所と協議済みです。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

51番について、地区担当の金子宏正推進委員の意見はいかがですか。

金子宏正推進
委員

複雑な内容ではありますが、今回の宅地造成にあたり農地転用の許可が必要な案件となっております。事務局の説明のとおり、問題ないと思います。

議長

51番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

井上推進委員

特定建築条件付売買予定地であり建築面積も1,000㎡を超えているという事で、前面道路の幅員が絡んでくる話になってくると思いますが。

事務局

前面道路については既存の3.7mから5.5mに広げるという事は聞いています。今回の案件については、建築局で受付済になっておりますので、特に問題が出ているという話は聞いておりませんが、改めて確認してみます。

事務局長

こちらの案件については建築面積は約1,300㎡ですが、8戸の住宅が建つ予定です。担当からの説明の通り、建築の条件については建築局が確認しておりますが、改めて事務局から建築局に確認を取るようにします。

岡本委員

今回は建築予定地全体の話ではなく、その中に含まれる農地部分についての許可の審議ということでよろしいか。

議長

農地部分についての審議をお願いいたします。

51番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

事務局は、先ほど質問があった部分について建築局への確認もよろしくお願ひします。

	<p>質問が無いようですので、51 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、51 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、52番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>先ほどの5条51号でご説明した、特定建築条件売買予定地の隣接地になります。譲受法人は5条51号の同一事業者です。</p> <p>本申請による転用用途は、法面保護地です。現地は、竹やぶと一部傾斜地の状態となっています。隣接地で宅地開発させることで住宅地が法下に増えることや昨今のゲリラ豪雨や地震など、隣接住民の安全を考慮して転用申請したとのことです。</p> <p>立地基準は第2種農地です。</p> <p>申請地は市街化区域から500m以内にあり、周辺の集団農地は10ha未満です。申請地は宅地開発の隣接地であることから、第2種農地の転用要件である非代替性を満たしていると考えられます。</p> <p>竹やぶは伐採の上、芝張りや傾斜の高いところはモルタル吹付で表面を保護します。東側は隣地の間知擁壁で境界明示します。北側と西側は新設ロープで境界明示します。南側は、コンクリートブロックを1段から5段を新設します。排水は、法下に排水施設としてU字側溝と浸透柵を新設します。</p> <p>関係する他法令は特にありません。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。</p>
議長	52 番について、地区担当の金子宏正推進委員の意見はいかがですか。
金子宏正推進委員	<p>当該地は竹やぶを伐採し、芝生を張ることで緑地面積を確保すると聞いています。事務局の説明のとおり、特に問題はないと思います。</p>
議長	<p>52 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、52 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、52 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、53番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人夫妻は妻が分家資格者であり、現在譲渡人が所有するアパートで子ども2人と住んでいます。現在の住まいでは手狭になり、新しい住宅が必要になり転用する</p>

ものです。今後も両親の育児援助が受けられ、夫婦の通勤に支障がなく、建築可能な土地として申請地が選定されました。

立地基準は第3種農地です。500m以内にはふるた内科小児科クリニック、鴨志田第二公園があり、前面道路に上下水道管が埋設されています。なお、申請地は令和4年2月に農用地から除外された土地です。

被害防除について、敷地内の雨水は前面道路の側溝に、汚水は汚水本管に接続し排出します。西、南側はコンクリートブロック2段及びメッシュフェンスを、東側はコンクリートブロック1～2段を設置し、土砂流出を防止します。

所有農地に違反転用はありません。

建築物の新築許可申請について、建築局調整区域課にて受付済みです。

車の乗り入れ部分の道路側溝の蓋は、強度を確保した構造にします。こちらは青葉土木事務所と調整済みです。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

53番について、地区担当の金子晴男推進委員の意見はいかがですか。

金子晴男推進
委員

3月12日に現地を確認しました。事務局の説明のとおり、特に問題ないと思います。

議長

53番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、53番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、53番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。70番から71番までについて、事務局から説明してください。

事務局

70番について、立地基準は第3種農地です。36年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。

71番について、立地基準は第3種農地です。17年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。

議長

70番から71番までについて、委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、70番から71番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長	<p>賛成多数のため、70番から71番につきまして証明交付とします。また、71番の証明交付により、第2号議案30番を許可相当とします。</p> <p>続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。16番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>16番と17番について、同じ土地を持分で分けているため、2つ合わせて説明します。当該地は羽沢農業専用地区に隣接する調整区域の農地です。相続人は施設花卉を栽培しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認済です。</p> <p>現地の状況については地区担当の平本委員に確認いただいております。</p> <p>なお、除外物は農業用倉庫やトイレ、事務所等、山林を除外しています。</p> <p>当該地は筆界未定地です。</p> <p>以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。</p>
議長	<p>16番と17番について、地区担当の平本委員の意見はいかがですか。</p>
平本委員	<p>以前から熱心に営農されている方で、何ら問題はありません。</p>
議長	<p>16番と17番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、16番と17番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数のため、16番と17番は証明交付とします。</p> <p>続いて、18番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>地区担当の金子晴男委員と事務局と相続人で、3月12日に現地立会いを行いました。相続人は露地野菜を中心に良好に耕作しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認しております。なお、農業用倉庫2棟合計74.3㎡を適用除外しています。相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につきまして、妥当であると考えます。</p>
議長	<p>18番について、地区担当の金子晴男推進委員の意見はいかがですか。</p>
金子晴男推進委員	<p>3月12日に現地立会いを行いました。何ら問題はありません。</p>
議長	<p>18番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、18番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、18番は証明交付とします。 続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。21番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきましては3月6日に地区担当委員の飯嶋推進委員と対象者と現地立会いを行いました。現地調査の結果、対象の農地は植木畑として適正に管理されていることを確認しています。 以上のことから、神奈川県税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に管理されている旨を報告したいと考えております。
議長	21番について、地区担当の飯嶋推進委員の意見はいかがですか。
飯嶋推進委員	適正に管理されており、問題無いと考えます。
議長	21番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、21番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、21番は適正に利用されていることを神奈川県税務署に報告します。 続いて、22番について、事務局から説明してください。
事務局	22番と23番の案件につきまして、特例適用農地が全て同一地番で持ち分2分の1ずつですので一括でご説明させていただきます。 3月6日に地区担当委員の平本委員と対象者と現地立会いを行いました。 対象の農地は植木畑として良好に耕作されていることを確認しております。以上、神奈川県税務署へ利用状況の確認につきまして農地として適正に管理されている旨報告したいと考えております。
議長	22番と23番について、地区担当の平本委員の意見はいかがですか。
平本委員	きれいに管理されており、問題ないと思います。
議長	22番と23番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、22番と23番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、22番と23番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。続いて、24番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、3月7日に地区担当委員の杉崎委員と対象者と現地立会いを行いました。対象の農地は主に果樹畑として良好に耕作されていることを確認しております。 以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、農地として適正に管理されている旨報告したいと考えております。
議長	24番について、地区担当の杉崎委員の意見はいかがですか。
杉崎委員	良好に管理されており、問題ないと思います。
議長	24番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、24番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、24番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。続いて、25番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、3月11日に地区担当委員の石井委員と対象者と現地立会いを行いました。対象の農地は露地野菜畑として良好に耕作されていることを確認しております。 以上、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして、農地として適正に管理されている旨報告したいと考えております。
議長	25番について、地区担当の石井委員の意見はいかがですか。
石井委員	良好に管理されており、問題ないと思います。
議長	25番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、25番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)

議長	賛成多数と認め、25番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。続いて、26番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきましては、地区担当委員の白井委員と対象者とで現地立会いを行いました。現地調査の結果、対象の農地は良好に管理されていることを確認しております。 以上のことから、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えております。
議長	26番について、地区担当の白井委員の意見はいかがですか。
白井委員	対象者は普段から対象地を良好に管理されており、問題ないと思います。
議長	26番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、26番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、26番は適正に利用されていることを保土ヶ谷税務署に報告します。続いて、27番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、3月7日に地区担当委員の菅沼委員と対象者と現地立会いを行いました。 対象の農地は主に果樹畑および露地野菜畑として良好に耕作されていることを確認しております。 以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、農地として適正に管理されている旨報告したいと考えております。
議長	27番について、地区担当の菅沼委員の意見はいかがですか。
菅沼委員	問題ないと思います。
議長	27番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、27番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)

議長 賛成多数と認め、27番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。続いて、第7号議案、「農地造成工事の承認について」審議します。10番について、事務局から説明してください。

事務局 申請地は調整区域の農地です。傾斜地に盛土を行い段々畑にすることで、耕作可能な面積を広げるとともに安全に農作業を行えるようにしたいとの意向から農地造成するものです。

申請地は筆の一部であり、周囲もすべて本人所有の農地や宅地に囲まれています。申請地は全体的に傾斜地になっており、傾斜地部分には果樹を植えていましたが、露地野菜畑として利用したいとの意向がありました。最大1mの盛土を行うことで斜面地を平らな畑に変え露地野菜畑として安全に利用できるようにする計画です。

当該地については、地域の農業団体はありません。周囲もすべて自己所有地であることから隣接地権者もおりません。納税猶予地ではありますが、税務署には農地造成を行うことについて連絡済で、問題ない旨回答いただいているということです。4月から盛土規制法が横浜市でも施行されますが、3月31日までに工事を始めるため盛土規制法にはかかりません。ただし4月以降も工事をする場合は建築局に工事の届出をする必要があるため、その旨はお伝え済みです。

当計画で横浜市の技術基準に適合していることを確認しています。また、農用地ではないため、農振整備計画への支障がないことも確認しています。

以上、計画は妥当と考えます。

議長 10番について、地区担当の守谷委員の意見はいかがですか。

守谷委員 造成主は一生懸命農業を行っている方です。よろしく申し上げます。

議長 10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、10番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、10番は承認と決定します。続いて、11番について、事務局から説明してください。

事務局 申請地は、水はけの悪い田で管理が困難なため、畑に転換する目的で農地造成を行います。

西側は公道、東側は水路、北側は田、南側は畑に接しています。最大97cm盛土をし、北、東、出入口を除く西側は約30°の法を作り、法尻より20cm、隣地境界より10cmの位置に土留鋼板を設置します。法面は種子をまいて保護します。南側の農地との境は法面による溝を作らず整地して、耕作の効率化や安全性を確保します。耕耘機使用の都度、出入口部分のU字溝に蓋掛けをします。こちらは青葉土木事務所に確

認済みです。

計画内容について、隣地所有者の同意を得ています。また、横浜市の技術的基準に適合していること、農業振興地域整備計画に支障がないことを北部農政事務所に確認しています。なお、3月31日までに工事を始めるため、盛土規制法にはかかりません。

以上、計画は妥当と考えます。

議長

11番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。

坂田委員

対象地は荒地の状態でしたが、造成して露地野菜栽培を行う意向と聞いており、何ら問題ないと思います。

議長

11番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、11番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、11番は承認と決定します。

続いて、第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についての証明について」審議します。17番について事務局から説明してください。

事務局

証明対象者である願出人について、市に対して診断書が提出され、令和7年2月17日に市から故障認定の通知が発行されました。以上により今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願出たものです。この件は所有者の故障のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長

17番について、地区担当の金子晴男推進委員の意見はいかがですか。

金子晴男推進
委員

主たる従事者は、令和5年11月までは耕作していましたが、その後体調を崩されたということです。問題はないと考えます。

議長

17番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、17番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、17番は証明交付と決定します。

	<p>続いて、第9号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。24番から26番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>買取希望がある場合は、4月4日（金）を期限として事務局までご連絡ください。</p>
議長	<p>24番から26番について、あっせんに協力します。</p> <p>続いて、第10号議案「特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について」審議します。事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請地は農用地区域ですが、近隣に住宅地があり、市民菜園の需要を見込んで申請がなされました。農園の名称はSeed folks Garden、貸付期間は1年間、16㎡を6区画、10㎡を24区画、合計30区画を貸付予定です。募集方法はWEB申し込みです。通作手段は徒歩を想定しています。一部利用権設定予定の自作地を残し、30区画作る予定です。</p> <p>横浜市と開設者との貸付協定は令和7年3月6日に結んでおります。</p> <p>3月11日に地区担当の村岡推進委員に現地をご確認いただきました。</p> <p>以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えられます。</p>
議長	<p>第10号議案について、地区担当の村岡推進委員の意見はいかがですか。</p>
村岡推進委員	<p>駐車場については住宅地が近く徒歩利用者が見込めること、また、近隣に駐車場があることから問題無いと考えます。</p>
議長	<p>第10号議案について、意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、第10号議案については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、第10号議案については決定とします。</p> <p>続いて、第11号議案「都市農地における耕作の事業に関する計画の決定について」審議します。事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>まず、都市農地貸借法の第1節による貸借手続の流れについて説明します。借受予定者が市に事業計画書を提出し、その後、市から依頼を受け、農業委員会がその計画内容が妥当であるかを決定、その結果を踏まえて市で最終的に計画を認定する流れになります。認定後、貸借が開始されます。本案件は、令和4年7月総会にて計画が決定され、その後、貸し付けが開始され、令和7年3月31日貸付期間が満了するにあたり、貸し手・借り手双方に期間延長の意向があったため、事業計画の認定申請</p>

書が提出されたものです。なお、従来は港北区日吉本町六丁目 40 番外 3 筆の各一部の貸付でしたが、このたび 47 番 1 を加えた 5 筆の全域に申請区域が拡大されていますので、計画変更ではなく新規案件として取り扱うこととなっています。

事業計画の決定に当たっては、申請者が「農作業に常時従事する農業者」である場合は、農地法 3 条の許可を受けるのとおおむね同等の要件を兼ね備えているかどうか判断基準となります。また、都市農地貸借法の独自の要件として、「都市農業の有する機能の発揮に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作の事業を行う」ことがあります。申請地で栽培する品目を地域特性に応じた奨励品目等を導入する場合などの要件に該当し、周辺地域と調和する農地利用をすることが必要となります。

申請者は申請地を含めて全ての経営農地を露地野菜畑、施設野菜畑として良好に耕作しており、申請地はこれまでと同様に露地野菜畑として耕作予定です。また、現在の申請人世帯の経営面積は 73a となっています。

本法独自要件の当該農地における耕作の事業内容が、都市農業の有する機能の発揮に特に資するか否かですが、事業計画書の 31 ページにあるとおり、JA の生産奨励品種の栽培をする予定となっており、都市農地貸借法の施行規則第 3 条第 1 号のハ(3)の地域特性に応じた作物を導入・販売するに該当します。

申請地は自宅から車で約 5 分となっており、通作距離に問題はありません。

常時従事者は、本人も含め 3 名です。現在の耕作状況から、必要である日数について従事することが見込まれます。申請人はすでに周辺地域で営農しているため、周囲との調和条件についても問題ありません。

生産緑地を買取申出する際の主たる従事者には、都市農地貸借法に基づき生産緑地を貸借している場合、主たる従事者が 1 年間に従事した日数の 1 割以上を従事した者も含めることになっています。今回の案件では、事業計画書の 31 ページ下段及び農地使用貸借契約書案の 35 ページの 8 にあるとおり、貸借開始後は、所有者は申請地の相談対応や土砂流出防止などの日常管理を行い、主たる従事者の一割を従事予定となっています。そのため、ご相続が発生した場合、事業計画のとおり所有者が主たる従事者の一割以上従事していることが認められれば、貸借した後であっても、所有者の死亡を事由に生産緑地の買取申出をすることができます。

以上、事業計画の決定要件を満たすと考えております。

議長

第 11 号議案について、地区担当の加藤保委員の意見はいかがですか。

加藤保委員

申請者は若く熱心にやられている方であり、今後も問題なく耕作していくものと考えます。

議長

第 11 号議案について、意見、質問等がありますか。

無いようですので、第 11 号議案について決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、第 11 号議案については決定とします。</p> <p>続いて、第 12 号議案「令和 8 年度農林業施策並びに予算に関する要望の意見取りまとめについて」審議します。事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>12 月総会で意見提出を依頼し、2 月の締切りまでに提出があったものについてとりまとめ、表にしています。</p> <p>今回、新規要望が 2 件となっています。1 件目は 39 ページ後段の「3 担い手・経営対策について」(1)の④です。要望理由としては、畑地かんがい施設が老朽化し、更新が必要な地区が複数ありますが、生産基盤整備の国の補助事業（農地耕作条件改善事業）の実施主体が、県、市、土地改良区等となっており、土地改良区が解散済みで協議会になっているなど、土地改良法に基づく団体が不在の場合は、国費を導入することができません。土地改良区を新たに設立するには区域内農業者の 3 分の 2 以上の同意が法定要件となっており、事業を円滑に実施するため、実態としては 9 割以上の農業者の同意が求められています。不在地主も増えており、この設立要件を満たすことが事実上困難となっている地区も多くなっています。また、現状では、県・市の補助事業単独では、仮に予算が確保できたとしても単年度の予算規模が小さいため、事業の実施期間が長期化してしまい、事業後期になると当初整備した箇所が老朽化し始めてしまいます。このため、国費事業の導入要件を緩和するとともに、県や市の補助事業だけでも必要な支援が行き届くよう予算や事業の拡充が必要となっているため、要望するものです。</p> <p>2 件目は 40 ページ後段の「4 その他」の①です。要望理由としては、農業残さ等の処分方法の手段の 1 つである野焼きについて、法令で例外的に認められていることや病害虫のまん延防止等の有用性が周囲に理解されていないことがトラブルの一因となっているため、周囲への理解を促すような対策を講じるように要望するものです。</p> <p>これら 2 項目以外は、令和 7 年度要望を継続とする形となります。本日の総会でご承認いただけましたら、4 月中に県農業会議に要望書を提出します。その後の流れは、40 ページの「今後の予定」のとおりです。</p>
議長	<p>第 12 号議案について、意見、質問等がありますか。</p>
坂田委員	<p>今後の予定のところ、横浜市農業施策に関する意見要望については令和 7 年 10 月に市長宛に要望書提出となっていますが、その後の検討結果について総会で説明をお願いします。</p>
議長	<p>検討結果については随時報告をお願いします。</p> <p>第 12 号議案について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、第 12 号議案については決定とすることに賛成の方は挙手をお</p>

	願います。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第 12 号議案については決定とします。 続いて、第 13 号議案「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」事務局から説明してください。
事務局	先月の総会で案をお示しし、農業委員、推進委員のみなさまからのご意見等はありませんでした。 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について (1) 目標集積面積 (B) は、累積面積とすべきところを集積率から面積を割り出していました。そのため、集積面積及び集積率を修正しています。その他修正・変更はありません。 また、今後は、改選期に合わせ、3 年ごとに検証・見直しを行います。
議長	第 13 号議案について、意見、質問等がありますか。 無いようですので、第 13 号議案については決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第 13 号議案については承認とします。 続いて、第 14 号議案「令和 7 年度活動目標の設定について」事務局から説明してください。
事務局	先月の総会で案をお示しし、農業委員、推進委員のみなさまからのご意見等はありませんでした。また、確定した数値を反映しています。
議長	第 14 号議案について、意見、質問等がありますか。 無いようですので、第 14 号議案については決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第 14 号議案については決定とします。 議事については終了しましたので、報告事項第 1 号から第 9 号について、野路委員願います。
野路委員	報告事項第 1 号から第 9 号について、事務局から説明してください。

事務局	報告事項第1号から第9号まで一括で報告。
野路委員	ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第1号から第9号までを了承とします。 これをもちまして、第21回総会を終了します。 (午後4時25分閉会)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和7年3月26日開催 第21回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	
3	飯田清		出席	
4	加藤義晴		出席	議事録署名人
5	小島重信		出席	議事録署名人
6	平本武夫		出席	
7	坂田清一		出席	
8	白井秀幸		出席	
9	阿部敏		出席	
10	金井健		出席	
11	小池誠一郎		出席	
12	岡本肇	連合会理事	出席	
13	菅沼進		出席	
14	杉崎精一		出席	
15	関戸裕一	連合会理事	出席	
16	小川名重典	連合会理事	出席	
17	加藤保		出席	
18	石井芳明		出席	
19	守谷弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	飯嶋啓吾		出席	
2	荻野清	連合会理事	出席	
3	金子宏正		出席	
4	川田昭一		欠席	
5	鈴木昇	連合会理事	出席	
6	関口正徳		出席	
7	中山勝		欠席	
8	根本栄治		出席	
9	村岡鐘		出席	
10	井上太市		出席	
11	内田英一	連合会理事	出席	
12	大矢勝		欠席	
13	金子晴男		出席	
14	河原俊一	連合会監事	出席	
15	小原甲史		出席	
16	齋藤春美		欠席	
17	佐藤孝春		出席	
18	新川和生		出席	
19	森正明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし